

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金の加入手続きは、 どこで行えばいいの？

国民年金の加入手続きは、お住まいの**市区町村役場の国民年金担当窓口**で直接お手続きください。

お時間に余裕がなく、窓口までお越し頂くことができない場合は、**郵送**によりお手続き頂くこともできます。

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料（定額）は、**月額13,580円**です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される**前納制度**もあります。また、定額保険料に加えて**月額400円の付加保険料**を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付（合計48,000円）された場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただく必要があります。

口座振替が便利でお得！

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落としされる**翌月末振替**と、毎月の保険料がその月の月末に引落としされる**当月末振替(早割)**があります。早割は**月額40円が割引**されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べて**さらに割引額が高**くなります。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して**3,420円の割引**（現金での1年前納は2,890円の割引）です。

裏面もご覧ください。

毎月13,580円は払えない・・・ そんなときはどうすればいいの？

☞ 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、**若年者納付猶予制度**や**学生納付特例制度**などの保険料免除制度を利用することができます。**手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口**で行ってください。

若年者納付猶予制度とは？

学生納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳台で学生以外)の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、**本人の申請により保険料の納付が猶予される制度**のことです。

POINT 1

若年者→本人と配偶者の所得を審査

学生→本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・半額免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳台の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります、学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。
※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間等の年金はどうなるの？

- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(追納)。
- 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所またはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

保険料免除制度があります！

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される保険料免除制度があります。

全額免除

保険料の全額(13,580円)が免除

- 全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が **1/3** として計算されます。

半額免除

保険料の半額(6,790円)が免除され、残りの半額を納付

- 半額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が **2/3** として計算されます。

(注) 半額免除された期間の残りの半額の保険料を納付されない場合、その期間の半額免除が無効(保険料未納期間)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

免除となる所得のめやすは？

平成17年4月以降に免除申請を行う場合の所得基準は右のとおりとなります。

なお、申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成17年4月～6月分の免除申請については、前々年(平成15年)の所得で審査します。

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
<計算式>
 $(扶養親族等の数 + 1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$

全額免除
のめやす

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
<計算式>
 $118 \text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

半額免除
のめやす

免除申請の手続きが簡単になります！

平成18年度から、国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、平成17年度に全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方が、平成18年度以降、引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

ここがポイント！

毎年の申請が不要！

これまで、国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口へ申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手の負担が軽減されることになりました。

※失業若しくは震災、風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請と若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

免除された期間の年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や半額免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができるようになっています。
- 追納する場合は、保険料免除の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- なお、平成17年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、右の表のとおりとなります。

免除等の承認を受けた年度から起算した各年度における追納額

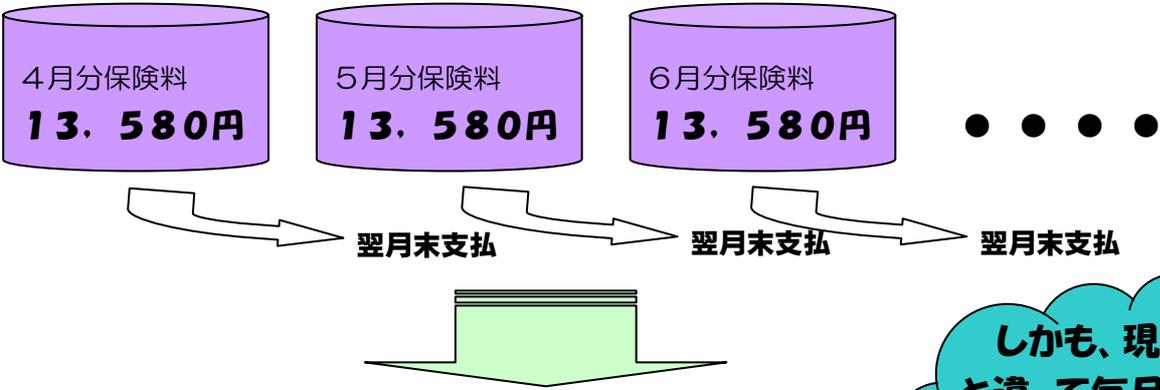
| | 全額免除 | 半額免除 |
|-------|---------|--------|
| 10年度目 | 16,310円 | — |
| 9年度目 | 16,260円 | — |
| 8年度目 | 16,040円 | — |
| 7年度目 | 15,790円 | — |
| 6年度目 | 15,190円 | — |
| 5年度目 | 14,600円 | — |
| 4年度目 | 14,040円 | — |
| 3年度目 | 13,500円 | 6,750円 |
| 2年度目 | 13,300円 | 6,650円 |
| 1年度目 | 13,300円 | 6,650円 |

詳しくは、最寄りの社会保険事務所またはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

国民年金保険料の口座振替は 早割 が “お得” です！

保険料を当月末の口座振替(早割)にすると月々 **40円** のお得！
これは、なんと **4%** の年利に相当します。

毎月、現金で納める場合



口座振替で早割にした場合(5月分からの例)



- ★初回の口座振替月で2か月分の保険料（前月分と当月分の保険料）が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が40円割引となります。
- ★月末の引落日が休日の場合は、翌営業日となります。（裏面も同じ）
- ★保険料額は17年度の額です。（裏面も同じ）

《お問い合わせ先》
 ○○社会保険事務所 電話 ○○○-○○○-○○○○
 郵便番号 ○○○-○○○○ 住所 ○○市○○町○-○-○

※1年度分または6ヶ月分の前納はもっとお得です。このお得情報と口座振替の申し込み方法は、裏面をご覧ください。

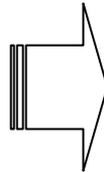
1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は ◆もっとお得です◆

1年度分の口座振替前納

★1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、
年間**3,420円の割引**となります。



月々翌月末支払



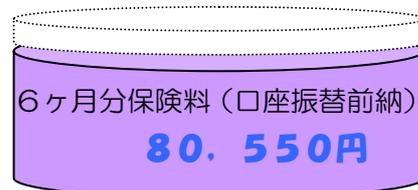
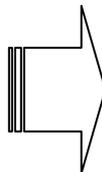
4月末に一括引落

6ヶ月分の口座振替前納

★6ヶ月分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、
それぞれ年間**930円の割引**となります。



月々翌月末支払



- ・4月分～9月分は4月末に一括引落
- ・10月分～3月分は10月末に一括引落

《お申し込み方法》

- ◎ 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印し、表面の社会保険事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口や市区町村役場に提出いただいても結構です。
- ◎ お申し込みは、1年度前納及び6ヶ月前納（4月分～9月分）は3月29日までに、また、6ヶ月前納（10月分～翌年3月分）については、9月28日までに社会保険事務所必着となるようお早めにお申し込みください。